



## 南砺市不妊治療費助成金制度について

南砺市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減となるよう助成を実施しています。

対象者	次の要件を全て満たす方 (1) 治療の受診日において、妻の年齢が43歳未満の方 (2) 申請日において、夫婦のどちらかが1年以上前から南砺市に住民登録している方 (3) 医療保険法の被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者 (4) 市税を滞納していない方(助成を受ける方と同一世帯員全員) (5) 日本国内の医療機関において医師による不妊治療を行っている方
対象となる治療	保険適用・適用外の不妊治療 (1) 不妊の原因検査とその治療(※検査は治療を伴うもののみ対象です) (2) 一般治療(タイミング法、人工授精) (3) 生殖補助医療(体外受精、顕微授精、男性不妊の手術) (4) 保険適用外の不妊治療費 * 胚凍結維持管理料、食事療養費、文書料、個室料等は対象となりません。
助成限度額	夫婦一組 30万円(1年度につき) (例:1年度とは:4月1日～翌年3月31日の期間に受けた治療のこと) * 対象の治療時に南砺市に住民登録している方の治療に限ります。 * 県の助成金や高額療養費、付加給付金等の支給を受けた場合は、その金額を差し引いた額となります。該当する場合は、その支給を受けた後で市に申請を行ってください。
申請に必要な書類	(1) 不妊治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号) ● (2) 不妊治療費医療機関受診証明書(様式2号) ● (受診した医療機関、薬局で作成してもらってください。) (3) 不妊治療費の領収書 および 診療明細書(原本) (医療機関、薬局から発行されたもの) (4) 夫婦の健康保険資格情報が分かるもの(写し) ①～④のいずれか ①「被保険者証(有効期限内のもの)」②「資格確認書」③「資格情報のお知らせ」、または、マイナポータルで④「医療保険の資格情報」を印刷し持参したもの。 (5) 加入保険等に規定する給付に関する書類(支給された方) ・「高額療養費」の額を確認できる書類 (例:限度額適用認定証、高額療養費支給決定通知書等) ・「付加給付金」等の額を確認できる書類 (例:決定通知書、医療費通知書等) (6) 振込先口座の分かる通帳もしくはカードの写し (7) 申請者及び同一世帯全員の市税の完納証明書 ●□ (8) 申請者の戸籍謄本(夫婦が同一世帯にない場合) □ ◎県の特定不妊治療費助成金交付申請をされた方 (1) 富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し (2) 富山県特定不妊治療費助成承認(不承認)決定通知書の写し ----- ◎事実婚関係の方のみ (1) 戸籍謄本 二人分 □ (2) 事実婚関係に関する申立書(様式第3号) ●
申請期限	◎当該年度(4月～翌年3月末)の治療は、翌年9月末日まで 例 令和8年4月1日～令和9年3月31日に実施した治療分は、「令和9年9月30日まで」 治療終了後、必要書類が揃い次第、速やかに申請をお願いします。
申請窓口	南砺市 福光保健センター(公立南砺中央病院 3階) 受付時間 (平日)9:00～16:00 (左記時間内に来所できない場合は下記へお申し出ください。)

お問い合わせ先  
(来所予約など)

南砺市 福光保健センター ☎ 0763-52-1767  
〒939-1724 南砺市梅野2007番地5 (公立南砺中央病院 3階)

